# 広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告(案)に関する意見募集結果及び意見に対する考え方 (平成 22 年 11 月 12 日~同年 12 月 12 日意見募集)

# 【意見提出 13件】

提出された意見の概要	意見に対する考え方
「全体への意見」	
本検討に関し、現行 BWA システムを高度化し、伝送速度の高速化等を行うことは非常に有意	賛同意見として承ります。
義なことであると考える。	なお、制度に関するご意見は、今回の技術的条
本報告書案については、他の無線局への干渉等について十分検討されたものであり適当と考	件に関するパブリックコメントの対象外であるこ
えられることから、本報告書案に賛同するとともに、商用化に向け早急に法整備を行って頂く	とから、今後の参考とさせていただきます。
ことを希望する。	
【UQコミュニケーションズ株式会社】	
「全体への意見」	
電波政策を決定する過程に問題があると思う。具体的には、現在の電波政策を提案している	審議内容については、情報通信審議会が総務大
国会議員が、電話会社から莫大な政治献金を受け取っている事実がある。	臣の諮問を受け、学識経験者等の専門委員による
次々と新しい電波政策を提案する前に、まず、政策を作るための公平・中立な土壌を作るべ	審議を行っており、また、審議の開始にあたって
きではないか。	は意見陳述の機会を、技術的条件案を作成した後
	はパブリックコメントの機会をそれぞれ設けてお
【個人C】	ります。

提出された意見の概要	意見に対する考え方
「全体への意見」	
この度の高度化によるモバイル WiMAX の移動局の空中線電力の増加・送信空中線絶対利得の	電波の安全性に関するご意見については、今回
増加は、移動局を扱う人のみならず、近くの人に電磁波曝露を増加させる。また、XGP の基地	の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認し
局の空中線電力の増加・送信空中線絶対利得の増加も、基地局周辺住民の電磁波曝露を増加さ	ており、また、本指針の変更は行っておりません。
せる。それにもかかわらず、この点について全く触れられていない。電磁波曝露による健康被	健康被害及び設置場所の公表に関するご意見
害が発生している事実を認識していただきたい。	は、今回の技術的条件に関するパブリックコメン
このような高度化は取りやめ、基地局・移動局ともに空中線電力・送信空中線利得を減らす	トの対象外でありますが、今後の検討にあたって
よう求める。	の留意事項とさせていただきます(欄外の注をご
また、電波塔について、設置場所・運営状況をヨーロッパのように公表して頂くよう求める。	参照ください)。
【個人E】	
「全体への意見」	
国内でも電磁波の健康に与えるリスクが明らかにされており、総務省は、国民を守る立場に	健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件
立ち、国民に電波被害を押しつけることを厳しく反省し、やめるべき。	に関するパブリックコメントの対象外であります
	が、今後の検討にあたっての留意事項とさせてい
【個人F】	ただきます(欄外の注をご参照ください)。
「全体への意見」	
1. 健康異常を訴えている人々の調査	健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件
2. 電磁波問題の相談窓口の設置	に関するパブリックコメントの対象外であります
3. 安全基準の見直し	が、今後の検討にあたっての留意事項とさせてい

【個人H】

ただきます (欄外の注をご参照ください)。

など、電磁波被害を受けている人々の意見に真摯に向き合い、問題解決を早急にするべき。

#### 提出された意見の概要

## 「全体への意見」

委員会報告案 p37、p46 において、「移動局等雷波を使用する機器については雷波法施行規則 | 第21条の3に適合し、電波法施行規則第14条の2に準ずること。」とあるが、「電波法施行 | 規則第21条の3」の規定について、「基準値が世界一甘いこと」、「この規定が完全に守られて いるのか現場ではあいまいであること」等の懸念がある。

また、スプリアス領域の不要発射の強度について「可能な限り 9kHz から 110GHz までとする | 則第 14 条の2に準ずること。」としていますが、 ことが望ましいが、当面の間は30MHz から第5次高調波までとすることができる。」とされてい│当該基準は今回検討を行った高度化によって変更 るが、どのような意味か。

【個人J】

### 「全体への意見」

今回の移動無線アクセスシステムの普及という技術革新はすばらしくても、安全性や景観と いう面に配慮したものであってほしい。

#### 意見に対する考え方

WiMAX の高度化、XGP の高度化のそれぞれにおい て、一般的条件の中の電波防護指針への適合とし て「移動局等、電波を使用する機器については、 電波法施行規則第21条の3に適合し、無線設備規 されておらず、本指針の値及びその運用について は、今回の技術的条件に関するパブリックコメン トの対象外でありますが、今後の検討にあたって の留意事項とさせていただきます(欄外の注をご 参照ください)。

スプリアス領域の不要発射の強度の許容値の測 定範囲については、国際標準規格 ITU-R 勧告 SM. 329-10 における指針を基に、有意な測定値が 得られる周波数範囲を定めているものです。

電波の安全性に関するご意見については、今回 の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認し ており、また、本指針の変更は行っておりません。 景観に対する配慮については、今回の技術的条 件に関するパブリックコメントの対象外でありま すが、今後の検討にあたっての留意事項とさせて 【個人K】 いただきます (欄外の注をご参照ください)。

	意見に対する考え方
「基地局の空中線電力の増加について」	高元(これ) からったり
本システム技術の導入や高度化による健康への影響について懸念している。	   健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件
基地局周辺住民の健康被害の実態調査及び基地局との関係解明をしないまま、導入や高度化	に関するパブリックコメントの対象外であります
をしないようお願いする。	が、今後の検討にあたっての留意事項とさせてい
【個人A】、【個人D】、【個人L】	ただきます(欄外の注をご参照ください)。
「基地局の空中線電力の増加について」	
健康被害を考慮せずに、関連事業者の電波塔を増加させようという総務省と審議会のあり方	健康被害に関するご意見は、今回の技術的条件
に非常に疑念を感じる。審議会メンバーと総務省担当職員等の過去にさかのぼっての利益相反	に関するパブリックコメントの対象外であります
や株式保有状況などを国民に公表すべき。	が、今後の検討にあたっての留意事項とさせてい
携帯電話等の電磁波が健康に与える影響を懸念する研究や報道が出てきている中で、それら	ただきます(欄外の注をご参照ください)。
を検証することなくシステムの高度化を図ることは避けるべき。電波放出区域と放出しない区	
域をつくり、国民が選択できるようにすべき。	
【個人B】	
「基地局の空中線電力の増加について」	
基地局からの空中線電力の増加による、これ以上の電波の被曝量の増加に反対。安全性の確	電波の安全性に関するご意見については、今回
保を求める。	の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認し
【個人G】、【個人Ⅰ】	ており、また、本指針の変更は行っておりません。

(注)本委員会では、現行の電波防護指針の変更に関する審議を行っておらず、高度化に際しても電波防護指針に定める規定の範囲内で運用することとなります。

電波防護指針そのものに関するご意見もございましたが、電波防護指針に定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会により発表され、WHO が遵守することを推奨している「時間変化する電界、磁界及び電磁界へのばく露制限のためのガイドライン」に定められている基準値と同等のものとなっています。この電波防護指針や基準値は、科学的な知見に基づき変化するものですので、指針等の制度整備において常に内外の情報を反映し対応しております。なお、現時点では、当該基準値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められておらず、健康被害について、電波が原因であるとはいえない状況です。